

令和6年氷川町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時：令和6年1月10日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：13名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 欠	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：9名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 欠	8番 欠	9番 本山 満
10番 木村 高雄	11番 吉田 稔	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程5. その他

日程6. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第1回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

それでは永田会長お願いいたします。

永田会長

<挨拶>

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、12番、稲田委員、13番、井副委員を指名いたします。

つぎに、議案審議についてです。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明および現地確認報告をお願いします。

續係長

本年もよろしくをお願いします。

議案第1号、1番についてご説明します。1ページをご覧ください。申請人の住所氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。申請地は東網道に位置する宇城市との境界付近にある農地です。贈与による所有権移転の申請です。当該農地はこれまで貸借により譲受人が耕作・管理されておりました。

申請人は沖塘地区周辺で農業をしており、今回取得される農地には引き続きもち米等を栽培される予定です。

取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われ許可要件を満たしていると思われれます。

また、1月9日午後1時30分より藤田推進委員、申請者譲受人立会いのもと現地を確認いたしました。申請地は許可要件を満たしており許可することに問題はないと思われれます。

審議方よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま説明および現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

永田議長

貸借しているときは、使用貸借でしたか。

續係長

はい、使用貸借です。

永田議長

他にありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第1号番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
- つぎに、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は 3 件です。
- はじめに番号 1 について事務局より説明願います。
- 續係長 議案第 2 号に 1 番について説明します。2 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。〇〇地区の防災施設の設置を目的とした家屋密集地帯に附則する防火水槽への許可転用となります。
- 申請地は〇〇地区の中心部にあります。
- 令和 3 年当時、〇〇地区で管理をしてもらえないかということで〇〇地区に相談があったようです。ただし、その当時〇〇地区が土地を取得できる団体、いわゆる地縁団体に該当していなかったため地縁団体の申請許可が完了するまで保留されていたものです。防火水槽自体は、町が作るものですので許可不要ですが、あとは〇〇地区で管理をする必要があるため今回申請が出されました。
- 排水計画について北側の側溝に流すとのこと。生活雑排水はございません。申請地はどの農地区分にも属さない第 2 種農地となりますので許可できる案件となります。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を江崎委員よりお願いします。
- 江崎委員 1 月 9 日午後 3 時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可要件は満たしていると思われま。審議方お願いします。
- 永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。
- 濱田委員 防火水槽も地区のものになるのですか。
- 續係長 はい、おっしゃるとおりです。
- 永田議長 地縁団体とは具体的にどういう組織になるのですか。
- 續係長 地区でどうしても登記をしないとけないやつが出てきたときには、地縁団体の申請をして規約等を提出して管理をするちゃんとして組織であることが認められれば登記ができる団体になります。
- 永田議長 他にありませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 2 号番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、番号 2 および番号 3 について事務局より説明願います。

續係長

番号 2 と番号 3 につきましては、元の申請地の地番が同一であり、説明が重複するところがありますので一括してご説明します。

まずは 2 番についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。申請地は新村地区の集落内にある農地です。2 番の譲受人は現在、町外のアパートに居住されておりますが、居住環境に不満があり転居を考えていたところ子育てに適した町の政策や同地区内に居住する両親の将来的な介護の必要性を考え住宅の新築を考え、同地区内での土地を探されてきました。

次に 3 番についてご説明します。3 ページをご覧ください。3 番の譲受人は〇〇の町営住宅に居住されています。日当たりがよく住み慣れた新村地区に新築住宅を建築する計画で土地を探されておりました。

2 番および 3 番の譲受人は宅地等を中心に土地を探されましたが、適当な土地は見つからず、単一の申請では過大な面積となりますが分筆することで要件を満たす本申請地を不動産会社から紹介され、最適地と判断され申請されました。

両申請とも給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は雨水浸透枳を設置しオーバーフロー分は南側の排水路に流すとのことです。

なお 2 番譲受人は、3 番譲受人の雨水処理する埋設管を自身の所有地に設置することに合意されております。

農地区分につきましては、どの農地区分にも属さないため第 2 種農地となりますので許可できる案件です。

以上で 2 番および 3 番の説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認もすんでおりますので、現地確認報告を橋本委員よりお願いします。

橋本委員

1 月 9 日午後 2 時 30 分より申請者代理人立会いのもと確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが許可要件は満たしていると思われしますので、審議方お願いします。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 2 号、番号 2 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。本案は原案のとおり決定します。
つぎに番号 3 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
つぎに、議案第 3 号氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について上程します。事務局より説明願います。
- 續係長 議案第 3 号についてご説明します。5 ページをご覧ください。今月の契約は 2 件です。1 番が公社からの売り渡し、2 番が公社の買い入れです。番号 1 につきましては、9 月に公社への売り渡しが完了しております。
譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10 a あたりの単価および対価などは資料にてご確認ください。
2 番につきましては、公社へ所有権移転後は宇城市小川町の〇〇会社へ所有権移転予定となっております。
以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので認めたいと思っておりますが、何かご意見はありませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めたいと思っております。
次に、議案第 4 号氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。事務局より説明願います。
- 大寺職員 議案第 4 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）についてご説明します。6 ページと 7 ページをご覧ください。今回の案件は全部で 7 件です。番号 1 と番号 2 が直接貸し借り契約、番号 3 から番号 7 が農地バンクでの契約になります。借り手、貸し手、農地の所在については資料でご確認ください。今回新規の利用権設定は 8 筆の 13,693 m²です。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので認めたいと思っておりますが、何かご意見はありませんか。
- 入江委員 現在の貸し借りの契約で、農業委員を通して契約している案件が少ないように感じます。前は農業委員が関わっているケースがほとんどだった。農業経営基盤強化促進法だから認めるのであれば、総会に上程する必要があるのかと思います。
- 上田主事 農業経営基盤強化促進法について簡単にご説明します。

農業に常時従事することや、効率的に利用することなど要件を満たせば貸し借りの契約ができます。法律上で農業委員会の決定を経て公告をすることにより利用権が設定されます。

入江委員 農業委員会の決定が必要であるのであれば、事前に一言農業委員へ話があってもいいと思いますが。

もう決まっている内容であれば報告でもいいんじゃないですか。

永田議長 まだ決まっている内容ではないですよ。総会で異議がなければそのあと決定となりますので。

濱田委員 知らないところで契約があっていて、農業委員はそういう事実があったというのを知らないのが現実。農業委員は知っているのかと言われてもわからないですよ。本人と事務局で話をしているわけですから。

永田議長 ですから総会で説明を行っているわけであって、仮に総会にも上げないなら一段と分からないことになりますよね。

濱田委員 総会の説明のときだと、もう受付をしているので事後報告と同じですよ。

本山推進委員 総会にあげるひと月前に、この案件の契約が出ていると言っておけばいいのではないのでしょうか。

坂梨事務局長 事前にお知らせするということですね。

入江委員 地元農業委員、推進委員へ一言、概要でいいので伝えるべきではないかと思います。

永田議長 今すぐどうするか決定はできないので、事務局と協議して何かいい方法はないか考えたいと思います。

他にありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めたいと思います。

つぎに、議案第5号農用地利用集積促進等計画書(配分)について上程します。事務局より説明願います。

大寺職員 議案第5号農用地利用集積促進等計画書(配分)について説明します。8ページをご覧ください。この案件は農業公社を通じた農地バンクの案件です。2件とも2月末で公社との契約が満了を迎えるものです。番号1が更新、番号2が受け手を変更する再設定となります。借り手、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これはバンク法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。

(意見なし)

永田議長 何もないようですので、本案は原案のとおり認めたいと思います。

つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。

坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 22 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)